

午後3時40分 再開

○司会（平川統括専門官）

それでは、少し予定より遅れておりますけれども、これから第2部の方に移らせていただきたいと思います。

それでは、これからの司会進行の方は、法務総合研究所国際協力部教官の山下が担当させていただきます。

○司会（山下教官）

国際協力部教官の山下輝年と申します。これからの進行を担当させていただきます。

基調講演「法整備支援をめぐる国際的動向と法整備支援活動の課題と展望」

○司会（山下教官）

まず、第2部の始まりといたしまして、名古屋大学名誉教授であります森嶋昭夫先生に基調講演をいただきたいと思います。演題は「法整備支援をめぐる国際的動向と法整備支援活動の課題と展望」ということで、よろしくお願いいたします。

○森嶋名古屋大学名誉教授

森嶋でございます。

この題は山下さんから依頼された題でございますが、しかも、時間もできるだけ20分程度であるということも言われておりました、題だけでこんなに長いものを20分というのは、なかなか難しいかもしれませんけれど、できるだけ簡単にしたいと思います。

なお、私の考え方につきましては、比較法研究であるとか、あるいは名古屋大学の発行するCALE、それから、JICAがサンクト・ペテルブルグの報告書の中に出した英文のペーパーがございますので（資料省略）、今日は、この後、協議をしていただくための、いわば基調というよりもイントロダクションということでお聞きいただきたいと思います。

まず、一番最初に法整備支援ということですが、法整備支援というものが問題になったのは、今までに二つの波があるかと思えます。一つは、1960年代から70年代にアメリカがロー・アンド・ディベロップメントという、いわばロー・アンド・ディベロップメント・ムーブメントと言っておりますけれども、法による支配、ルール・オブ・ローと

いうものを確立することが人々の経済活動を活性化するというで行われました。先ほども少しそういうお話がありましたが、簡単に言えば、その結果貧困が解決できるというような発想があったのです。

1960年代には、ちょうどアフリカが次々と旧宗主国から独立していく時代でした。そこで、アフリカの国のいわばガバナンスを確立し、貧困を克服していくものとして、いわば一つの道具として、法というものを考え、そして、そのための整備を行うということだったのですが、実はそこにおける法というのはアメリカ法であります。司法制度もアメリカの裁判制度を前提としたものを考えていたわけでありまして、そこで、このロー・アンド・ディベロップメント・ムーブメントが始まったときには、イェール、ハーバードなどのロースクールから、若手の人がアフリカなどに出かけて行って政府の顧問になるというような形でやったわけがあります。

当時はまだ二極構造ですから、アメリカがアフリカや中南米などにおいてアメリカの勢力を確立する、ソ連との対抗でやる、そのためのインペリアルイズムというふうを受け取られました。財団などが相当大きなお金を出したのですけれども、結局のところ、最終的には国内の批判に耐えかねてと申しましょうか、70年代の終わりになりますと、ほとんど終息したのです。そういう人たちがアメリカへ帰ってきて、アフリカの法の講座であるとか、そういう比較法講座などを持つようになるわけです。例えばイェールのトゥルーベックなどというのは非常に有名でありますけれども、そういう経緯がありました。

日本でもそのころ、近代化、あるいは近代法というものがありまして、例えば川島武宜先生などがそういう研究に加わられたときに、マルクス思想の中から、それはアメリカ帝国主義の片棒担ぎであるというようなことを言われ、結局そういう文化の違うところでの法の研究、あるいはその近代化のプロセスというようなことを研究することは、日本でも成功しなかったという経緯があります。

本当はもう少し第1の波もお話ししなければいけないのでしょうかけれども、次の第2の波というのは、二極構造の中で一極が崩れ去る、つまりソ連の崩壊に始まって、市場経済化、あるいは今日で言うグローバリゼーションの始まりに伴って、今までの社会主義経済の国が市場経済に変わる、そのための法の整備をするということに対する資本主義の国からの支援ということになります。

しかしながら、それはソ連の崩壊というようなこと、歴史的な時点でお分かりのように、大体1990年代になって、アメリカだけではなく、先ほどから出ておりますフランス、カナダ、スウェーデン、デンマークなどいろいろな国が入っていきました。そして、一番最後に日本がようやくくっついておりまして、雁行というのがありますけれども、そのような形

にすると一番後ろから飛び始めたのです。しかし、今は一生懸命飛んで、前を追い越そうかという勢いではあるわけですが、そこで、市場経済移行国に対するロー・リフォームを助けることが第2の波における法整備の支援ということになります。

もっとも市場経済に移行するという点では、例えば中国は、ソ連が崩壊をする1970年代の終わりよりも前に、いわゆる4人組の問題がありまして、文化大革命が終わって、80年代には既に中国は市場経済化を始めております。中国の場合には、いわゆる自力更生という、セルフリアイアンスという原則を立てますので、そこで、実際にはいろいろな国の法律家のノウハウをもらったり、あるいは、いろいろな機会によそからの支援を得ているわけですが、正式には、例えばワールドバンクの金をもらってやるというようなことは、ごく最近まではやっておりません。その意味では、我々が法整備一般を考える場合には、一応ここでは中国を除いて考えたいと思います。

さて、市場経済移行の場合ですと、まずソ連、東欧というのがありますけれども、ソ連の場合には、制度こそ社会主義であります。考え方も、例えば所有権に対する考え方なども随分違います。それから、裁判制度においても、それなりに社会主義国として人材を持ち、それなりの法制度を持っていたわけです。その意味で、移行するに当たっては、今までの頭の切りかえということが非常に重要でありまして、最近プーチン大統領の時代になってから、ロシアは大っぴらにワールドバンクあたりに金を出してくれと頼み、アメリカから人を招いてロー・リフォーム、例えば裁判制度の改革などを表立ってやっています。しかし、その前は、ソ連だった国がアメリカに頭を下げたり、あるいはワールドバンクに頭を下げるということ余りしたくなかったのか、ロシアは社会主義移行国の中で支援国としての立場に立ち、もしも他の国が民法典を作るのならこういうものがあるのだというようなことをほかの旧ソ連圏、あるいは旧社会主義国に示してはいたけれども、最近ではむしろ被支援国として名乗りを上げているようなところがあるかと思えます。

先ほどのサンクト・ペテルブルグの会議においては、プーチン大統領は実際には来られませんでした。大統領が冒頭にあいさつするという予定がなされていたぐらいで、いわばプーチン大統領のお墨付きを得て、ワールドバンクがロシアの中で法整備支援をする、そのいわばセレモニーが計画されていました。

これに対して東欧、ポーランドとかハンガリーですけれども、これも確かに社会主義、あるいは共産主義の体制の下でありましたが、法に関する人材がそれほど育成されていたわけではありません。その意味では、ロシアよりは人材や制度が整っていたわけではありません。ところが、ソ連になる前、1920年よりも前を考えますと、ポーランドとかハンガリーとかチェコというのは、れっきとしたヨーロッパの国としての伝統を持っているわけでありま

すから、そこではローマ法を受け入れるということについて、もともとはそれほど抵抗があるわけではありません。ですから、これらの国においては、後で申しますけれども、外資を入れるために、外国から資金を入れるために、いろいろな市場経済的な制度を持ち込むとしても、技術的な点で支援を必要とするかもしれませんけれども、基本的に違う文化のところ違ったものを移植するというだけでは必ずしもないわけであります。

これに対して、社会主義圏でも、先ほど鮎京さんが述べられた中央アジアというのは、これはまた、文化的にもキリスト教ではありませんし、それから、法文化も、イスラム教ですと全く違う法文化を持っているわけです。歴史的にも、ポーランドやハンガリーのようなバックグラウンドを持っていないというところがあります。私自身は、中央アジアは話にしか聞いていないのでよく存じませんが、多分人材は、市場経済法を作っていく、整備をしていく場合の人材というものは、余りそろっていないのではないかと思いますけれども、もしも鮎京さん、御存知だったら後で教えていただきたいと思います。

これに対して、今までお話になっています東南アジアといいますか、インドシナ3国でありますけれども、これは今までお話ししたソ連、東欧、それから中央アジアとは、またもう一つ違う側面を持っております。それは、ヴィエトナムの場合には、これは長い戦争で、対フランスに対する独立戦争以来、アメリカとの戦いなどで、結局ジャングルの中にいたわけです。国会なども一応前にはあったということになってはいますが、爆撃されているところで国会などを開いている暇はありませんから、まず、そういう制度自身が党の命令、直接的なコントロールということでありまして、法の支配というか、あるいは法によって行政をコントロールするというような考え方は全くない状況であります。もちろん社会主義法といいますけれども、これも実際にはほとんどないわけです。そして、法律家もほとんど戦争をやっていますから、エリートがロシアと東ドイツに行っているぐらいでして、これも本当に一握りでありまして、一般の法の執行をするような人材というのは全くいないということでもあります。

それから、カンボディアについては先ほど尾崎さんのお話にもありましたけれども、カンボディアについては、ポル・ポト政権のときに全部プロフェッショナルは殺されていますので、そこで、これもフランスあたりに逃げて行って、フランスでどこかのお店で働いていたような人が帰ってきて、たちまち司法大臣になるとか、そういうような程度でありまして、基本的には法律もありません。シアヌーク時代の法がありますけれど、これも実際にはクメールルージュの時代に崩壊をしておりますから、何となく残ってはいますけれども、基本的には市場経済の法というものの伝統も何もない。そして、人材は、ヴィエトナムより一層ないという状態であります。

そこで、普通ならばゆっくりとやるということになるでしょうけれども、グローバリゼーションの波が現れていまして、例えばベトナムの場合ですと、どうしても外資を導入しなければいけないのです。カンボディアの場合はUNTAC以来、ともかくあちこちからODAや何かを集めてきていますが、そのような方法で国の経済を再興しようと思えば、支援する側からは、お金を出すに当たってはこういう制度がなければだめだというようなことを言われるわけです。例えば、ADBが融資をする際には、土地法がなければ金は貸さないよとか言われるのです。それから、ベトナムの場合も、破産法を作ってくれという要請がありますし、両国ともASEANに加盟したいということになりますと、ASEANの諸国から制度を作れと言われるわけであります。

それから、特にベトナムの場合ですと、ASEANには加盟できましたから、今度はWTOの体制に行きたいと思うのですが、おまえのような法律ではだめだということで、見たこともないような、実際には知的所有権というようなコンセプトもないところで、知的所有権に関する法制度を準備しなければいけない。

さらに、カンボディアの場合などですと、土地の登記制度どころか、土地の地籍も、そういう制度もないところで、登記が取引の成立要件であるので登記をしなければできないとなったりするのです。昨日も少しカーン副長官と話をする機会があったのですが、ベトナムも一応登記制度というのはきちんとはないのですが、人民委員会、つまり市役所などで登記をするというのです。しかし、カーン副長官の話では、実際には登記をすると税金を払わなければならないから、みんな登記しないというのです。すると、結局自分たちだけで取引をする。しかも、ドイ・モイが始まったころに比べると高いところでは60倍ぐらいになっているというのです。土地そのものの所有権は国家のものなのですが、土地の利用権などを、結局前々から使っていたというものを、これをどんどん転売する。二重、三重に転売する。ところが、登記そのものがなされていない状況ですから、後で紛争が起きると裁判所に持ってこられる。裁判所は何とも手のつけようがないというような話を昨日カーンさんがしておられました。

そういうことで、インドシナ3国の場合には、私は中央アジアのことはよく存じませんが、おそらく少なくとも東欧やロシアとは全く違った状況が存在するでしょうし、そこに、非常に短期間に市場経済法を入れないと、国の経済がもたないということになるのではないのでしょうか。したがって、それは現在の国の社会情勢、あるいは国内の経済の実態と合わないようなものであっても、ともかく外から金を持ってくるためには、そういうことを移植しなければならないという問題があるわけであります。

そこで、それではどういう国際機関がこれらの社会主義から市場経済への移行国に対して

法整備支援をしているかということですが、これも先ほどからいろいろお話がありましたし、また、ロシアと東欧とではまた違います。例えば東欧などですと、EBRDというヨーロッパ復興銀行などがやっていますが、アジアの場合ですと、先ほど言ったようにADBが出てくるとか、それから、国の場合ですと、これも先ほどカーンさんの方から話がありましたけれども、例えば旧宗主国で、フランスであるとか、あるいは、いわば市場としてみてオーストラリアであるとか、あるいはカナダ、それからスウェーデン、デンマークというようなところが法整備支援を申し出ています。

ただ、その場合どういう考え方で法整備をしているのかというのは、これはまた国によって違います。国際金融機関という点でいいますと、これは貸した金は返してもらわなければいけないというのが前提ですから、そこで極めて技術的で、そして、その地域の文化に根ざすか根ざさないかにかかわらず、いざとなったら自分の資本は引き上げられるように、例えば破産法をやれとか、担保法をつくれとか、そういうところから来ております。ワールドバンクは今まであまりそういうことはしなかったのですけれども、ごく最近出てこようとしているわけでありまして。

これに対してバイラテラルでやるような場合があります。スウェーデンという国はどのようなフィロソフィかどうかわかりませんが、わりあいベーシックなことに対して、すぐさま効果が上がらないかもしれないけれども、それに対して支援をするという活動をしています。先ほどお話がありましたが、例えば判例の収集をする、それについてのコンピュータのソフトを開発することを提供するとか、そういうことをやっております。

先ほど、一つ言い忘れましたが、UNDPというのがありまして、このUNDPは金を貸すところではなくて、もともと日本のJICAのように現物で開発を援助しようということですので、UNDPもかなり重要な役割をしておりますが、UNDPの場合には基盤整備というようなことで、例えばワークショップをやるとか、セミナーをやるとか、これはレシピアントの要望に応じてやっているということで、これはあまり資金がないのがたまに傷ですけれども、しかし、着実にやっております。

国によっては、スウェーデンなども金額的には大きくありませんけれども、私はその国の長期的に役立つようなものを考えてやっているというふうに思います。

それから、オーストラリアなどは、やはりあの辺りの市場ということもありまして、むしろオーストラリア法を理解し、そして英語を使うという人を増やしたいということで、例えば留学生を呼ぶとか、英語教育をするというような、わりあいベーシックではありますけれども、何年か後には実効性が出てくるようなところを目指しているように思います。

フランスは、やはり教育ということに一番力を置いていますけれども、どうしてもフラン

スの場合には、何が出てくるかではなくて、やはりフランスの文化というものをそれぞれ広めたいということがあります。そして、ハノイ・ロースクールあたりにフランスの講座を作って、フランスの先生を送ってきて、そこで3年間でいい成績をとった者10人はパリ大学に呼んで、そうでない10人は、きちんと単位を取ったらフランスの学位、ディグリーを授けるというようなことをやっております。フランスを中心とするフランス文化の普及というようなことで、ある意味では他と関係なくやっているというところがあります。

ただ、もう一つそれとは別に、旧宗主国なものですから、カンボディアの場合は特にそうですが、法律が何もないので、一つ作ってくれないかということで、フランスに全く丸投げをするわけです。例えば刑法と刑事訴訟法、それから民事訴訟法を丸投げしたわけでありませんが、結局そうすると、パリでフランスの法典を見ながらというか、フランスの法典によってフランス語でカンボディアの民事訴訟法典や刑法典を作りまして、そして、1年か2年たったところでポンと持ってきて、これがあなたの法律であるというのです。ところが、例えばカンボディアの司法省では、フランス語を読める人が1人とか2人しかいない。しかも、必ずしもフランス法の素養があるわけではありませんから、結局もらってはみたけれども、わけが分からないし、国会に持っていきようもないということで、刑法と刑事訴訟法については、もらってから随分になるのですが、今、自分たちの中で翻訳をして、自分たちで勉強をして、何とかそれで立法へ持ち込もうとしております。

民事訴訟については、日本が民法を頼まれたときに、民事訴訟はともかく分からないから、継続して、これを完成してくれということだったのです。フランスが持ってきた案を、カンボディア民事訴訟法典を完成してくれということを使うけれども、実際は最初から全部やってほしいということであり、竹下先生をリーダーとする日本チームがやっています。ただ、そうなりますと、例えば刑事訴訟法や何かで附帯私訴などが向こうは入っているものですから、それと民事訴訟法をどう調整するかというような、つまり違った制度の接ぎ木といえますか、調整をどうするかというようなことで問題が出てきます。

そういうふうにカンボディアとヴィエトナムでも、基本的には似たところはあるのですけれども、ヴィエトナムの方はともかくあちこちからもらえるものはもらって、そして、協力を得て、いろいろなところからもらってくる。ある意味では、それがどういうふうな結果になるかということは、もう言うてはられない。つまりWTOが先にあり、ASEANはもうクリアしましたけれども、ASEANに入らなければならないということになりますと、ともかく支援をしてほしい。それに対して、それぞれの国がそれぞれの国のポリシーといいましょうか、ストラテジーによって支援をしているのです。

その中で日本は、少なくとも心がけとしては、その国のベーシックなところ、日本が10

0年かけてやったところを、そうは時間をかけていられませんから、少しの時間ですけれども、とにかくベーシックなところを整備をして、整備をする法の立法の支援をする過程でワークショップをやったり、あるいはヴィエトナムの場合には法社会学的な調査をやったり、カンボディアの場合にはワークショップの中でいろいろ社会的な実態についてのクエスチョネアを投げかけたりしながら、できるだけその国の社会と乖離をしないようにしています。しかし、かといって、同じだったら何のために法整備をするのか分かりませんから、乖離をしないようにしながら先を見ていきたい。そのために私は、パティスペイトリー・メソドロジーと言うのですが、向こうの人に参加をしてもらって、こちらとしてはこれでやるべきだと言わないで、こういう制度がいろいろあります、こういう問題がありますということを行いながら、向こうに選ばせるのです。向こうの実態に乖離しないように、向こうの法律家に選ばせるのです。ただし、先ほど申しましたように法律家としてのトレーニングが必ずしも十分ではありませんので、選ばせるといっても、なかなか大変だということがあります。

もう一つ、言葉の問題も、フランスのように自分のコンセプトで、フランス語でやってホイと投げても、それに対応するコンセプト、社会的実態もないしコンセプトもないところで、そのまま翻訳をしても何の意味もないのです。今日、カンボディアについては坂野さんがどこかに来ておられるはずですが、坂野さんは大変クメール語に堪能なのですけれども、大変苦勞しておられる。つまり翻訳というよりも、そもそもそういう概念がないところに言葉を持ち込んで、その概念をクメール語として定着をするということで、用語確定会議などというのもやっておりますが、そういう言葉の面でも非常に大きな問題があります。

もう時間が来てしまいましたが、しかし、これはまだ話のイントロダクションでありまして、要点だけ申しますと、結局日本側としては、今までのいろいろな国あるいは国際機関のやり方に対して、クリティカルというのは非難するとか批判するというよりも、それを、どうしているのかを考えて何をしているのかということ、いわばきちんと目を見開いて見ながら、では、自分たちとしてはどういう方法がいいと思うのかということで、いわば手づくりで3年、4年かけてやってきたわけでありまして、そこにワールドバンクが出てまいりました。

最近、ワールドバンクがロー・アンド・ジャスティス、法と正義などといって、ポバティー・アリビエーションつまり貧困削減ということで、以前のロー・アンド・ディベロップメントの最新版を持ってきて、ルール・オブ・ローという、そしてデモクラシーというものによって作る、ルール・オブ・ローによってデモクラシーができる、デモクラシーで人々がイコールな立場で活躍することによって、貧乏人にも活動のチャンスが与えられる、それがポバティー・アリビエーションに結びつくということを主張しております。私から言


~~~~~

わせると極めて素朴な考え方ではありますが、グローバリゼーションをやると、プアはプアラーになり、リッチはリッチャーになるというのがごく当たり前のことであるのに、極めて理想的にロー・アンド・ジャスティスというものを説いています。ウォルフェンソンさんという人が、あれは2年何か月前でしたか、ワールドバンクの総裁になって彼が非常に理想に燃えており、彼自身は法律家でもありますし、非常に理想的だと思うのですけれども、ただ、アメリカ人には得てしてそういうところがあるのですが、自分がいいと思ったら他人もいいと思うという、そこがいいところでもあり悪いところでもあるのですが、それを持ち込みまして、そして、そのために最も効率よく法整備をすべきではないか、そのためにドナーのコーディネーションをすべきではないかということが、最近始まっておりまして、それに対して蠛螂の斧をふりかざしたのはサント・ペテルブルグの我々の態度だったわけです。

これは、いけないというのではなくて、いろいろなやり方があるだろうということなのです。それを、一つのメジャーでやるというのではなく、もっとコーディネートするならば、それぞれの国のポリシーというもの、あるいは結果的に何をしようかという、それとの関係、目的との関係でどういうことをやるか、方法を決める必要があるのではないかと。そして、何らかの方法を決めた場合に、それをみんな同じということではなくてやるべきではないかというのが我々の考え方です。

そこで、日本としても何となくやってきたわけですが、それを、戦略を決めていきたいというのが去年あたりから、これは法総研にも御苦労いただいて、山下さんはいわばそのブレーンであります。戦略を立てていこう、その戦略との関係で対象国をどういうふうに広げていくのかというのを考えているわけです。この場合に、例えば先ほどインドネシアというのがありましたけれども、そのときに、先ほどのヴィエトナムやカンボディアでのいわばメソドロジーといいたいでしょうか、あるいはゴール、それがそのまま適用できるのかどうか、そうでないのだとすれば、法整備というのは何のために、どの範囲でやるのかということをはっきりと明かにしていかなければならないのかということをお考えする必要があります。そして、また、今までのところは経済の移行、市場経済ということですので、民法とか、また、こちらの人材の方の都合もありまして、現在は民法とか民事訴訟法を対象にしているのですが、むしろ将来的にはやはり行政制度とか、そういう問題についても要請はありますので、どうするのかということをお考えなければなりません。ですから、どういうスタンスでやるのかということをお考えなければいけないのです。つまり対象分野を、どういうクライテリアで、どういう考え方で決めていくのか、それから、対象国を決めていく場合に、どういう考え方でやっていくのかということが問題であります。

大分長くなりましたけれども、そこで、課題ということをお4番目に申し上げたいと思いま

す。

今も申しましたように、私どもの考え方としては、私どものというか、どちらかといえば私のと言った方が正直なのかもしれませんが、幸いにして今ここにおられる J I C A のチームの先生方も、ほぼ私が今まで述べたようなことに賛同しておられますが、一つは、これは比較法的な、学問的な観点からも非常に重要だと思っておりますけれども、社会的条件というものと、それから技術的な法の移植というものの関係をどう考えるか、つまり極端な場合は、ワールドバンクなどのように、要するにアメリカの一番いい理想的な法を、どんな社会であれ移植することが、結局その国の法整備になるという、これは少し極端な言い方ですけれども、そういう考え方なのか、それとも、例えば中国のデモクラシーというのがありますが、それぞれの国の発展段階があるわけだから、あまりせかずに、一定の戦略を立てて、社会、文化的な条件と乖離しないような法をその限度で持ち込むというふうにか、その辺のところをやはりきっちりともう一度考えていかなければならないのです。

第2に、これは法律の特有の問題でありますけれども、実はコモンローと大陸法、大陸法といってもフランス法とドイツ法では随分違うのですけれども、典型的にはコモンローとコンティネンタルローというのがいろいろなところで、例えば今までも法の統一をしようとしてきているのですが、コンセプトをめぐってものすごい論争があるわけです。国際動産取引条約の会議でもそうであり、これには私も参加したことがあります。そういうものをどういうふうに調整するのが問題になっているのです。日本は100年かけて、ハイブリッドという具合がいいのですけれども、実は何となく混ぜこぜにってしまったところがあるのですが、やはりこういう法系の違い、技術的なコンセプトの立て方の違いというものを、法整備をするときにどういうふうに考えていくのかということ、課題として、あるいは問題として投げかけているのです。

3番目に、法整備をするときにどこから手をつけるかということがあります。先ほどの J I C A のお話にもありましたように、現時点では、 J I C A でやっているのは立法支援です。つまり立法支援というのは、「こういうことが必要だ、破産法だ」、「ああそうですか」というようなものです。「無体財産法だ」、「じゃ無体財産法ですか」という、立法支援で法の移植と申しましようか、技術的なものを提供するということが一つあります。もう一つは、研修ということで、本邦研修、現地研修、その中でいろいろなその社会との関係などを考えながら、人材育成ということもやっていくというのがあります。さらに、機材供与というのがありますが、これは実際には資料提供ということです。これはともかくとしまして、こういうふうにやっています、要るものは、それはそれでできる範囲でやりましようとしているのです。それから、ベーシックなものはなかなか大変だけれども、やってみましようとい

うことで対応しています。先ほどマスタープランというのがありましたが、それは国によって違いますが、その国にとってどういうふうな法整備をしていくのか。そのときに、整備の順番といたしましょうか、例えばカンボディアの場合に、土地法が先にADBの支援でできてしまって、そのコンセプトと我々が今やっているカンボディアの民法の土地所有権とか土地の制度とはどうも整合性がないのです。それで、望むべくは先に民法を作ってもらいたいということになるわけですが、これはそれほど待ってられないという問題があります。それから、例えば経済契約法というのがある、これはコモンロー、アメリカ法が入ってきているのですけれども、これと大陸的な契約法とをどう調整するかというのが今大きな問題なのです。長期的に見て、どういう順番でどういうところから手をつけていくかということが重要であるのに、あまりに相手が優先的に必要だ言うからといって、「はい、そうですか」ということで受けるのではなくて、こちらとしては一定の姿勢を示すべきではないかという疑問があります。こちらの言うとおりでなければやらないよという必要は全くないのですけれども、やはりそういう全体のプランを日本としても一応頭に入れながら、他の国との調整をやらなければならないのではないかと、まず、ストラテジーの面で、そうした文化と法技術、それからコモンローと大陸法、それから法整備というもの、法の体系というものをどういうふうに考えるかという3点を今後課題として頭に入れていかなければならない。

それから、法整備支援の実施であります、これは今までにお話が出てまいりました。一つは日本の専門家の問題であります、確かに今までは知り合いを訪ねて一人一人引っ張ってきたということでやってきたわけですが、今まではそうでしかやりようがなかったわけです。というのは、何年か前まではそっぽを向かれていた状態だったのです。今ようやくこういうふうに皆さんが集まってくださるようになったわけですが、専門家といたしましうか、要するに法整備を、先ほど挙げたストラテジーに従ってやっていくためには、それだけの人数がいなければならないわけです。それから、今、JICAと法務省の話をしていいますが、実は通産省などもWTOに関していろいろと提供しているわけです。そういうものも、別にこちらに吸収するぞというのではなくて、きちんとした専門家の、どの分野ではどういうふうなことをやるという、専門家というより人材を確保していく必要があります。

それから第2には、共通の言葉があればいいというのですけれども、向こうは別に英語で法律をやっているわけではないのです。そこで、ワークショップなどをやる場合はいいのですけれども、基本的にはその国の法を整備しようと思ったら、その国の法律用語をきちんと使える人がいなければならないわけです。ヴィエトナムの場合には、先ほど帰られた初鹿野さんが唯一の頼みで、あの方が風邪を引いたら、この1億円ぐらいのプロジェクトがひっくり返るといような状態だったのです。最近少し補助的な人が出てきましたが、もう初鹿野

さん頼みです。それから、カンボディアの場合は、先ほど御紹介しました坂野さんが、もう3年経ったからやめようかななどと言っているけれど、そんなことを言われたらカンボディアのプロジェクトは成り立たないわけです。やはり、確かに層は薄いのですけれども、今後、法総研が平成13年度だけ生き延びるのではなくて、極端に言えば平成80年度ぐらいまで、法総研を関西に置こうと思ったら、やはりきちんと法律を理解できるそれぞれの国の通訳というものを養成しないと継続できないだろうと思っています。その点で、これは前から指摘されているわけですが、重ねてこの点は、日本の、日本だけではなくてほかでもみんなそうですけれども、法整備支援の課題だというふうに考えております。

第3には、トレーニングをするにしても何にしても、それぞれの国によって違うわけですが、ある程度どこの国にも通用するような、例えば民法なら民法の基本的な原理についてある程度の教材を用意して、その各国語版を使ってやる。ヴェトナムにつきましては、第1期のワークショップを通算何回やったでしょうか、十数回やっていると思いますけれども、それを、そのときに出していただいた教材、英語のものとそれをヴェトナム語に翻訳したものと、それを全部コンパイルしているのですが、これはある意味ではコンパイルしたというだけでありまして、体系的に考えているわけではありません。しかし、これをぜひとも、法総研は研究もしておられるということだそうですので、研修をするに当たって、ぜひそういうライブラリーといいたいでしょうか、体系的な資料づくりもやっていただきたいと思ひますし、多分今日来ておられる先生方は、それに惜しみなく協力をなさることだと私は信じております。

そして、いろいろありますけれども、実施の上での課題というのは、人材の確保、それから言葉、通訳の問題、それから教材、各国に通用できるような教材というものを心がけて作っていかなければならないという点であります。

最後に調整でありますけれども、これも先ほど言いましたようにワールドバンク、国内的な調整もありますが、国内的にはこうやって集まって、私の意見に反対の方もおられると思ひますけれども、話していけば何とかかなると思うのですが、なかなかそうはいかないのが国際社会でありまして、フランスなどは、だれが何と言おうとフランスが一番だと思ひてますし、それから、アメリカもそうなのです。コモンローは神の法なのです。ですから、そんなものはだめだ、大陸をどうしてくれるかといっても、なかなか聞いてくれません。

それから、先ほど申しましたように法整備支援のいろいろな目的が国によって、あるいは機関によって異なっておりますから、調整をするのでしたら、調整が必要なことは確かなのですけれども、かなりダイアログをして、そして、ストラテジーをどうするか、メソドロジーをどうするかというようなことも含めて議論を深めないといけないのです。日本は金があ

---

るから教育分野を受け持てなどと言われるかもしれませんが。教育というのはうんとお金がかかりますから、立法はアメリカが持とうとか、そういう話が今出てきつつあるわけですので、やはり調整というのは、日本が法整備支援というものを体系的に、あるいは長期にわたってやろうと思ったら、これはやはりきちんとそういうところに人を送って、今まで黙っていたというだけではなくて、これからはそういう調整会議の中で日本がリーダーシップをとらなければいけないと思っております。

今まで、いろいろなところでドナー会議があるのですけれども、日本はお客さんとして、金だけ出して黙っているわけで、こんなにいい国はなかったわけですが、今後は金もなくなってくるわけですから、金がなくなれば口ぐらいは出さなければとてもやっていられない。アカウントビリティということもありますので、そういうことで、例によって例のごとく私らしく、というのは少し誇張もあるという意味ですが、言葉の使い方強い調子になるべきところ出てくると思います。先ほど鈴木先生とお話ししていて、少しその言葉は適切ではないのではないかという御指摘を受けたところもありますが、そういうところはあるかもしれませんが、私の今までの経験、これは現場からの提言でもあるわけです。大分時間を使って申し訳ありませんでした。御静聴どうもありがとうございました。（拍手）

○司会（山下教官）

どうもありがとうございました。

かなり時間は押しておりますが、次の項目に入らせていただきたいと思います。

---

## 協 議

### ○司会（山下教官）

協議項目として以前から御案内しておりますけれども、これから私が進行役を務めますが、御協力いただくために事前をお願いしているのですが、JICAのインドシナ課長の畠山課長、それから、名古屋大学の助教授であります島先生に前に出てきていただきたいと思えます。よろしいでしょうか。（拍手）

予定では5時終了ですけれども、都心から離れた浦安まで来られていますので、皆さん、それほどこの後の用は詰まっていないと判断しまして、若干延長させていただくことになろうと思えます。

まず、私は、進行役を務めます国際協力部教官の山下でございます。

### ○畠山（JICAインドシナ課）

JICAのアジア一部のインドシナ課長の畠山です。よろしくお願いいたします。

### ○島（名古屋大学）

名古屋大学アジア法政情報交流センターにおります島と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

### ○司会（山下教官）

森嶽教授の普段着のような話で大分肩の凝りも取れたと思えます。これから進行していきますけれども、事前配布の資料に協議項目を4項目掲げておきました（資料省略）。しかし、これを30分や1時間でやるのはかなり無理があります。実はこの①から③までの項目というのはある意味では相互にリンクしております。といいますのは、法整備支援の要請がかなり増えてきておりまして、増えてきたら、それに全部対応できるのかという基本的なものがあります。また、日本として対応できるようにするためには、人材育成はどうすればいいのか、対応できる範囲でやるならば、どういう戦略でやっていくのかというのが①であります。②は、どうやって人材を確保して進めていくのか。③は、そういう状況にあるのであれば、現状は他国や国際機関の支援とできるだけ重ならないように効率的にやるべきではないか、こういうふうに関連しております。4番目の評価という問題は若干テクニカルな問題があります。こういう時間が押し迫った事態に至っては①から③を一緒に、特に区分

せずに議論していきいと思っております。

前提認識としてまず御説明しておきたいことがあります。この法整備支援連絡会は気軽な意見交換の場として昨年1月に始めました。ですから、皆さん、肩書きをお持ちになってこちらに参加しておりますけれども、ここで発言される内容はもちろん個人の意見として受け取られますので、特にこれは組織の意見だという場合には断っていただいた場合にだけ、そのようなものとして取り扱います。

それから、第1回はそういう意味でいろいろなところに情報がたまっているであろうということで、これをつなげる場が欲しいということで会議を開き、2回目は、支援要請が増えてきて、日本の基本姿勢を作っていくのではないかとということで開催しました。折しも世界銀行がそういうストラテジーを模索しようとして、いろいろな会合を持つようになりましたので、そういうこともリンクして板敷きでした。

3回目、本日ですが、実は前回その基本方針を決める際に大体協議した内容が、対象法領域をどうするか、あるいは対象地域をどうするか、こういうことだけの議論にほとんど終始して、人材育成とか、あるいは他の機関との調整をどうするかということは議論されませんでした。ですから、②と③が本来はこの場で御議論いただきたいのですが、それにしても、その後の状況の変化がありますので、①の対象法領域とか対象地域という切り口もできますし、あるいはどういう手段で法整備を日本がやっていくのか、立法助言なのか、あるいは人材育成なのか、もちろん全部含むのでしょうけれども、そういう切り口もあると思います。そういうことで、まず、支援要請が増えているということを皆さんに認識していただきたいと思えます。

ヴェトナム、カンボディア、ラオスは、報告者の説明で分かったと思うのですがけれども、先ほどインドネシア、モンゴル、ウズベキスタンというのが出てきました。モンゴル、ウズベキスタンからどういう要請がいつごろから出てきたのかということ若干JICAの方に説明していただければと思っておりますが、よろしいでしょうか。

#### ○井之上（JICA）

国際協力事業団のアジア第2部で東アジア・中央アジア課、中国とモンゴルを担当しております井之上と申します。よろしくお願いいたします。

今回、このような場面で私どもアジア第2部の活動について御報告の時間をいただきまして、誠にありがとうございます。私どもJICAでは地域が4部に分かれておりまして、ラオス、カンボディア、ヴェトナムを中心としますアジア一部、中南米部、中近東・アフリカ部と、私ども東南アジア以外のアジアのつく名前の地域、あとは大洋州を中心とするアジ

---

ア第二部というところがありまして、私はそのアジア第2部というところで、今回はモンゴルと中央アジアのウズベキスタンについて説明に参りました。

この両国については、現在の状況を株に例えますと、法整備支援という市場の中にやっとこれから新規上場を控えた準備段階ということで、有望株ではあるのですが、まだ今は準備段階ということです。ですので、新番組の紹介程度に聞いていただければ幸いかなというふうに思います。

まず、モンゴルについて、歴史、問題点、現在の状況、そしてコメント等を含めて、モンゴルとウズベキスタンについて簡単に説明させていただきます。

モンゴルは、1920年に独立国となりまして、旧ソ連の衛星国の一部という形になったのですが、1990年以降、その旧ソ連の崩壊後、民主化ということで市場経済化を推進してきました。ただ、その間に社会主義的な法から市場主義的な法へ変わる法整備も行ってきたのですが、特に重要なのは92年に新憲法ができて、大きく変わり、国名もモンゴル人民共和国からモンゴル国と変更になりまして、この92年が非常に大きなキーワードの年かというふうになっております。

この後、アメリカとドイツを中心に法律に対しての支援が相当入ったのですが、やはりイギリスとドイツの法律の中で、基本的な法律はそれで制定されたのですが、その法律が各アドバイザーのそれぞれの自分たちの国の法律をそのまま持ってきたということで全く整合性がとれていないのです。全体としてのパッチワークがどのようになっているかということの問題が出てきて、実施、運用等で非常に大きな問題が出てきたのです。

こういう中で、アジアの隣国ということで、日本の方にいろいろと、モンゴル法務大臣が日本に訪日してきて法整備支援の協力を依頼したり、また、レターが出たりということで、日本へのアプローチがあったのですが、昨年度、モンゴル政府よりJICAベースで法整備支援計画ということで専門家の派遣の要請がありました。今年度そういう状況の中で、今日御出席いただいておりますが、実は昨日帰ってこられたと思うのですが、田中教官がモンゴルの方に行かれまして、基本的な調査をやっていただいたという状況です。

少し田中教官から、簡単に調査の状況を聞きましたところ、やはりまだ法治主義という観念が非常に低いということと、実際に経済法の中でまだ存在していない法律等もあって、非常に人治主義的な考えが非常に強いようなのです。こういうような状況の中で大きな問題があるということで、やはり協力は必要ではないかというようなお話がありました。

今後は、国特の研修を行うなど、また、もしくはJICAで日本に来ていただく研修員についてはオリエンテーションという形で、法律について、法治主義の必要性だとか、そういうことを説明するような機会も必要ではないかと思っております。また、来年度以降、設立



-----

が予定されております日本センター等も活用させていただいて、そういうところでも、まずは遵法意識というものを高めていくということと、起草等のテクニカルな部分での技術移転を図れるような機会を作っていくのが今後重要ではないかということを中心に先ほどお話がありまして、今後また、帰国報告会等を含めて、モンゴルについてはどうやっていくかということを中心に詰めていきたいというふうに思っております。

ウズベキスタンですが、先ほど鮎京先生から非常に強いラブコールもありまして、私どもも今後、中央アジアの旧ソ連下の中のソ連邦内の国々に対する法整備支援、新たなアプローチというか攻め方だとは思いますが、このウズベキスタンに対してどうやっていこうかということを中心に私どもの課としてはいろいろ考えております。

ウズベキスタンは、やはり同じように1991年に旧ソ連から独立した国です。実際ウズベキスタンは独立したくて独立したのではなくて、東欧の国だとかいろいろなところが独立したために独立したというようなところがありまして、その国々の方々というのは、結構そのときの党書記がそのまま大統領になって、今もずっと99%ほど、大統領としての信任が非常に高く、強権主義的な状況になっております。

ロシア法の影響もありまして、実際に91年以降、基本的な法律については作成されているのですが、やはりアフガニスタンのイスラム原理主義の影響だとか、そういうところで中央アジアの脅威の中で非常に大統領が強権的な権力を持っており、大統領令というものを作りました。大統領令が単にテロとかそういうところにおける通達に終わればよかったのですが、他の分野にも結構そういう大統領令が施行されているということで、現在10年経って、基本的な法律と大統領令の整合性がとれていないというところでありまして、日本側に対しては、そういう意味では、まず旧ソ連邦の法律と現在の法律との整合性をまずはいろいろと勉強したい、さらには、やはり法曹界の人材等が不足しているの、人材育成もお願いしたいという要請があります。こういうことと、あと、実際に今、中央アジアも司法改革を行っておりますので、その改革についてのアドバイスをお願いしたいというようなことで、いろいろと協力の依頼がありました。

私どもは今、中央アジアにつきましては、ヴェトナム、カンボディア、ラオスのインドシナ諸国で行っているような立法から始めるというわけではなくて、ある程度立法化はできているのではないかと考えております。その中で整合性を高めるとか、法情報システムのデータ検索だとか、あとは人材育成、そういうところを重点的にやっていきたいと考えています。

先ほどの話の中でありましたように、三権分立が未成熟な状況の地域ですので、まずは、どうか彼らに対して遵法意識を高めていきたいというようなアプローチも非常に重要かと

---

いうふうに思っております。

今回、私どもの今年度の方針といたしましては、現在、まずは短期調査ということで法総研の丸山教官と名古屋大学の杉浦教授に、現在ウズベキスタンに行っていただきまして、今までの要請案件についての背景調査と簡単な調査をお願いしている途中です。9月27日に帰国されますので、その後またいろいろと今後の方向性等を確認したいと思っております。さらに、名古屋大学の協力もいただきまして、10月7日からタシケント法科大学の方に市橋教授を長期専門家ということで派遣する予定でありますし、ウズベキスタンの詳細な調査も行っていきたいというふうに思っています。

今後は、そういう意味では短期専門家が今回行かれた内容と、市橋先生等の御協力をいただきながら、今後の協力の方向性を図っていきたいというふうに思っております。

まだこれから始まる国ですので、今年度は本当に前座的な説明でしかありませんでしたが、来年度以降はもう少し具体的に案件とか内容について御報告できるかというふうに思っておりますので、モンゴル及び中央アジアの諸国についても御協力の方をよろしくお願いいたします。どうもありがとうございました。（拍手）

#### ○司会（山下教官）

ありがとうございました。

そのほかにもいろいろ要請が来ているのですけれども、私が把握している限りでは、インドネシアが民主化支援、あるいは司法の独立の関係、それからフィリピンが、ADBのプロジェクトとして何か日本と協力できないかというような要請も実は寄せられております。それ以外に、例えば皆さんは国際協力法整備支援にかかわっていると思うのですけれども、自分が行くところこういう要請がある、あるいはこういうニーズがあるということがありましたら、お教え願いたいのですけれども。

#### ○田中（JICA）

JICAの環境女性課の田中と申します。先月30日ですけれども、皆さん御承知だと思いますが、あの東ティモールで政権制定議会選挙が行われました。これから憲法を制定しまして、各法律を作っていくことになると思うのですけれども、まだ、どのように各国ドナーが対処するかというのは決まっていません。まさにゼロから法律を作っていかなければいけないという状況の中で、我々トップドナーの日本としても支援をしていかなければいけないのではないかとこのように考えてはいます。ここで支援要請を出すわけではないのですが、皆さん、どのようにお考えになっているのかということも意見を伺えたらと思います。

---

○鈴木（国際協力銀行）

国際協力銀行の鈴木と申します。皆さんに配布した紙に書いてあるかと思いますが（資料省略）、裏側の2行目あたりに書いてあるタイの行政裁判所における判例公開と判例検索に協力してほしいということが寄せられています。

今、実はタイの行政訴訟、行政法の体系は、実は日本より進んでしまった面が明らかにあるのです。一方で、日本の我々の銀行がやっているODA案件というのは、ほとんどが政治、法律問題になっているわけです。それは、ほとんど今は行政裁判を起こされると、タイの政府は負ける可能性があるのです。ものすごく大事な問題だと思しますので、確かにいろいろ優先度という問題はあるかと思えますけれども、日本の企業もこれだけタイにいて、非常に影響があるわけですので、そして、ほかの国と違いまして競争がなくて、かつ成果がすぐ出る有効な司法改革ができるわけで、日本も説明責任を果たせるかと思えますので、ぜひとも検討していただきたいのです。私の銀行のローンでやればいいではないかという考え方もあるかと思えますけれども、それでしたら、そういう格好で皆さんから言っていただくと、私の銀行も、やらなくてはいけないという感じになるのではないかなと思えますので、検討していただきたいと思えます。

○清水（UNDP）

UNDP東京事務所の清水と申します。UNDPは、ガバナンスという切り口でもって民主化支援、インドネシアとかフィジーの選挙支援を援助したり、その一環として法整備支援を心がけてきているのですけれども、二国間援助が可能な国についてはJICAさんがおそらく事業を実施できると思うのですけれども、UNDPの存在価値というのは、要するに比較優位にありますのは、国でないところ、紛争後の開発などはその一番いい例ですけれども、例えば東ティモール、今は国でないところ、これから国になろうとするところ、そういったところでUNDPは比較優位を発揮して、いろいろな事業をしているのです。この法整備支援につきましても、先ほど話がありましたけれども、JICAがいち早く展開された去年の1月ぐらいから、実は内々に法整備、法制度支援で日本政府に協力してくれないかという要請が来ておりました。

ただ、その時点では、日本政府は、やはり東ティモールの復興支援はまずインフラ整備だ、法整備支援はその後だということで、そのときは要請を蹴られたのですけれども、今後の課題として人材育成も含めて法整備の面で日本ができることはいろいろ出てくるのではないかという気がいたします。

---

○鮎京（名古屋大学）

インド洋のかなた、マダガスカルですが、ここから既に消防防災制度及び法制整備ということで支援が来ております。これは、日本の総務省の消防庁が非常に熱心にやっているプロジェクトでありまして、例えば消防自動車、あるいはホースをどう使うかという、そうした技術的な支援とともに、火事であるとか火災をなくすためにどのようなルールづくりが必要かということでやっているものであります。時間がありませんのでもうやめますけれども、私どもが発行している C A L E NEWS に簡単に私が紹介してありますので、ぜひ御検討いただきたいということでございます。

○井之上（J I C A）

あと1件付け加えて、中国で現在、W T Oの加盟支援研修というのを実施していきまして、現在、中国の方から法律分野に対しての研修をお願いしたいということがあります。具体的に中国から来ておりますのが、外国人弁護士事務所もしくは弁護士の日本での活動状況等について、できれば今年度中に研修を行いたいという要望が出ておりまして、また、法総研及び弁護士連合会の方には御相談に行くことになるかと思っております。

○金子（国際民商事法センター）

国際民商事法センターの金子です。先週、中国で、私どもの財団主催で法務省後援の日中民商事法セミナーというのがありまして、そのときにJ I C Aの北京の方が来られまして、やはりそれと同じような話をお伺いしました。

それと、中国はこれから民法典を制定、総まとめしたいということもございまして、日本の民法学者の協力をぜひ得たいというようなお話が既にございます。これにどう取り組むかということも関係の先生にまた御相談しますので、J I C Aとの関係は、これはどうなるか、今後の展開だと思っておりますが、一応中国についてはそういう意味での協力要請というのは一応あるということです。

○三ヶ月（東京大学名誉教授）

せっかくですから、どのような人が行って、どのようなことをやってきたか、その辺を少し説明してください

○金子（国際民商事法センター）

W T Oの関係では、一昨年度、ハノイでセミナーがございました。その問題のときに一つ

-----

あったのと、それから、中国との関係のセミナーでは、日本で昨年度やりましたときに、中国側の要望もありまして、WTO問題を取り上げました。それで、日本の通産省の担当の課長さん、それから関係のWTO専門の学者の方々等、何人も御協力いただきまして、それについて、中国側は非常に参考になったというようなことでもございました。その辺は、また私どもの財団の機関紙に、一応その時の講演の内容はまとめてございますので、もし御希望の方があればお渡しします。WTOについては、そういう意味での協力というのは去年あたりもやっております。

○司会（山下教官）

ありがとうございます。

簡単に聞いただけでも、これほど支援要請が来ておるのですけれども、まだ何かございませうか。

○鈴木（日本ローエイシア友好協会）

私は、日本ローエイシア友好協会の鈴木でございますが、今、WTOの話が出たので、それと関連する情報を提供しておきたいと思っております。これは日本ローエイシア友好協会ではなくて、ローエイシアの本体が発行しているアップデートというニュース・レターですが、そこで私は、ローエイシアの方のビジネス・ロー・セクションの議長役をやっているものですから、それでこれが2日前ぐらいに来たのですが、そこに書いているのですけれども、WTOに中国が加盟するという関連で、実は先ほどいろいろ言われた旧東ヨーロッパの国々がEUに加盟するためにいろいろ法整備をやっているのですが、その中で独占禁止法、これを非常に多くの旧東ヨーロッパの諸国が加盟しています。それと対応しまして、今度は中国がWTOに入るということで、独占禁止法というのが非常に重要になりまして、今、実はOECDに、横浜国大の村上先生ですが、6か月ばかり出向しておりまして、その主たる目的が中国に本格的な独禁法を入れるということで、このあいだ、彼とはパリで会ってきたのですが、そういうことを少し私が書いておりますので、参考のために、もし必要があればお見せいたします。そういうことが情報としてあります。

○司会（山下教官）

どうもありがとうございます。

JICAのODAだけでなく、NGOで皆さん方が活躍されておられるので、このようにいろいろな要請が出てくると思うのですけれども、おそらくODAとしてどこの国へ、ある

---

いはどの地域へ、どういうことをどういう分野でやった方がいいのかということが、まず、我々が関与している部分からは関心があるのですけれども、例えばそれがすべてJICAルートに乗ってきますと、その対応は、日本の今の体制では全部に対応できるものではないと思うのです。もちろん対応するためにはネットワークをつくれればいいのですけれども、ODAとしてやる場合、あるいはNGOとしてやる場合、NGOの側から見たらODAにはこういうことをやってほしいとか、ODAから見たら、それはできないけれどもNGOにはこれをやってほしいというような観点で、多分棲み分けができないと、これは日本に対する支援を全部受けられないのではないかと考えております。そういう観点から、例えばJICA、あるいはODAを通じたら、こういうことはせめてやるべきではないかというような意見がございましたら伺いたいのですけれども。

○佐藤（名古屋大学）

名古屋大の佐藤です。私、そろそろ会場を後にしなければならぬものですから、一言ということなのですが。

幾つか出た中で、やはりプライオリティを置く上で、例えば私もUNTACでカンボディアのピースキーパーに行っておりましたけれども、一つ日本の憲法の観点からすれば、いわゆる平和構築というか平和貢献が重要であり、特に自衛隊を送るとかそういうきな臭い話ではなくて、この間も法務省に行きました折に申し上げたのですが、ぜひブルーヘルメットを法律家にかぶってもらいたい。こういう意味で多少、先ほどの東ティモールも含めてアジア周辺の安全保障、非常にこれは優先課題だと思いますし、外交上の問題も含めて、そういった点を一つプライオリティに考えてもいいのではないかと考えています。

それからもう1点、市場経済との関係で、確かにグローバリゼーションの中で無視できないわけですが、先ほど森脇先生がおっしゃられたように、いわゆるアメリカ法の移植の片棒を担ぐというのはまずいと思うのです。私自身もEBRDに行っておまして、実際にひどい法整備をしていたというようなことがあって、名古屋大学の方で今勉強させていただいているわけですが、そういう中で日本が、特に経済発展、高度の経済発展を短期間で成し遂げたという中でも貧富の差がほとんど、あるにしても非常に少なく済んでいるという、この経験というのはやはり非常に大きなものだと思います。そういった点で特に市場経済をやる上では、いわゆる金融の最先端のところを日本はやれるわけではないですから、むしろいわゆる社会開発の問題、貧困対策、まさにそういった部分、市場経済との関連から来るセーフティネットとか、あるいは特に世銀とかそういったところが、日の当たらない部分をやはりフォローしていくということが大事ではないかと思えます。

---

それから、3点目の国際機関との連携の方にも少し触れるのですけれども、いわゆる世銀などは大蔵省、今の財務省の管轄になっておりますが、残念ながら財務省からの方はいらっしゃっていないようにリストでは見受けられるのですが、ぜひそういった方々にもかかわっていただくというか、コーディネーションの中に。御存知のように、日本の法整備支援の金額的に大きな部分はジャパンファンドということで、世銀等、財務省管轄になっておりますし、私はその関係のお金で行って、やっていたわけですが、なかなかそれを日本で受け入れられるだけの、まだ状況ではなかったということで、十分力を発揮できなかったわけですが、そういった点に、先ほど森脇先生等もおっしゃられたように、弁護士、裁判官などを大いに派遣して、いわゆるアタッシェというのは単なる大使館の領事部だけではなくて、そういった部分に送り込むとか、あるいは主要研修の中で、今後、社会研修という枠の中で、JPOという国連の持っている枠などで研修という形で送るとか、そういったことをいろいろ今後やっていっていただきたいなと思っております。

○司会（山下教官）

ありがとうございます。

今、ジャパンファンドというお話が出ましたけれども、実は当方で用意した「機関別プロジェクト一覧」というものがあります（資料省略）。これはADBの資料から少し整理し直したものですけれども、これを見ていただくと、途中からジャパンファンドというのがズラッと並んでいまして、ADBでも同じようなことがありますので、その点は皆さんチェックしておいていただきたいと思います。

そのほかに、例えば法分野ではない、法領域ではない、対象地域ではない、違った切り口で、こういう支援がいいのではないか。例えばカンボディアで行っているような直接の法律の作成支援もいいたろう、あるいは人材育成もいいたろう、あるいは判例の支援でもいいたろう。これを日本としてどこに重点を置いた方がいいのか。全部に重点を置けばいいのですけれども、そういう観点からの御意見があればお願いしたいのですけれども。

○森脇（名古屋大学）

山下さんが提起された問題と少しずれるかもしれませんが、今日、私がお話ししましたのはあくまでも法務省とJICAという組み合わせで考えているわけですが、実は途上国の中では現在、環境法の整備、それから情報交換というようなことがありまして、今度はJICAということで取り上げて、JICAの東南アジア一課とか二課とかそういう切り口で見ますと、実は非常にいろいろな行政制度、それから人材育成、それから自然科学的な対

策の面も含めて、パッケージとして環境保護というのが非常に強く出てきているのです。私はカンボディアなどでもいろいろそういうことを言われるのですが、いや、今はそれどころではない、民法でひいひい言っているのだから、それは先の話だと言っているのですが、話題提供という点では、今の法整備支援の考え方、枠組みと違った形でやはり法がかかわって、しかも、いろいろな制度がかかわっていることに対する支援要請というのもあるということだけ申し上げたいと思います。

○田中（法務総合研究所）

今の森脇先生のお話とも関連しているのですが、私はモンゴルに4週間派遣されておりました法務総合研究所国際協力部の教官で田中と申します。

モンゴルの法制度には非常にいろいろ問題がたくさんありすぎて、とても御紹介できるような量ではないのですが、一般に法整備支援というのは息の長い人材育成です。私が今回JICAに出すレポートで一言申し上げたかったのは、モンゴルの場合、法整備支援と、モンゴル全土荒廃して全人民が難民化するのとの時間の戦いだと思います。それはなぜかといいますと、モンゴルの自然環境は非常に脆弱でございます。年々悪化している状態ですが、モンゴルの人の目は今、いかに儲けるか、いかに民営化して儲けるかということにしか向いておりません。

その中で、先ほど東ティモールの問題について触れられましたときに、まずインフラ整備をやって、法整備支援は後ですというお話がありましたが、まずインフラ整備というのはこの人も考えるわけです。インフラはみじめな限りでございますから。そうしますと、何が起るかという、インフラを整備するときには儲けが生まれるわけです。必ず皆さん、やらぶったくり、弱肉強食の世界がまず生まれてしまうわけです。その後でいくら法整備支援をしても、それは紙の上のことで、実施することは並大抵のことではございません。

私は、モンゴルに行くに際して、5年前にモンゴルを訪問した方の簡単な訪問記を見ました。今年行きましたら、私にはもう人間が変わっているようにしか見えなかったのです。5年間でこれほど変わるのかというほどでした。援助をするということは、これほどにもたかり体質を植えつけてしまうのかというのを目の当たりにしまして、最初は嫌気が差しましたが、田舎に行くと、5年前に書いてあるとおりの人がおまして、なるほど、田舎はまだ大丈夫かと少し気を取り直してやる気を持ちました。

ですから、今、援助の仕方を考えまさんと、まず、物やインフラやそういうことを先にしますと、人間が変わってしまうのではないのでしょうか。法整備支援を後からやっても、そこには汚職体質と横領体質がしみわたってしまい、なかなか実施することはできないと思いま



す。車の両輪のようにして、公務員に対して、法律を守って仕事をしないといけないということを教えていかないといけないと思っております。

もう今は、モンゴルの環境は破壊されつつありまして、環境保護のパッケージとして一番大事なのは自然環境省の人がきちんと立派な環境アセスメント法を実施しなさいと言いたいのです。JICAのプロジェクトですら、環境アセスメント法に従ってアセスされていないので、あと5年ぐらいしてからモンゴルが荒廃したときに、これはJICAが道路を造ったから、この水がなくなって荒れたのだと言われかねないような状態にあります。

ですから、これからの法整備支援におきましては、裁判官の研修も大変大事なのですが、裁判の紛争に行く前に、まず法律をきちんと守るように皆さんやりましょうということを公務員の人にも教えるのが最初ではないかということを経験に書かせていただくつもりでおります。環境保護パッケージというのは本当に大事なことで、途上国におきましてはどこも環境保全よりも、皆さん目の色を変えてお金儲けに走っておられますから、破壊された後では遅いということをお願いしたいと思います。

#### ○小峯（横浜国立大学）

横浜国大の博士課程の小峯と申します。違う切り口という問題提起だったので、私は先日、JICAの技術協力専門家研修の法整備支援コースというので研修を受けていまして、そのときに海外研修でカンボディアに行っておりました。そのときにいろいろ目にしたものが、現地の法律家の方々が自分たちでNGOを組織して、人権の教育ですとか、女性や子供にも自分たちには権利があるということを啓蒙したり、あとは、一般の人たちが裁判にアクセスしやすいような支援ですとか、起草されている法案へのいろいろなコメントなどを発したりとか、そういう活動をしているのを見ました。そういったローカルの法律NGOというのは、いわゆるJICAなり国際社会が支援している法案の起草と末端の一般大衆を結びつける橋渡しみたいな役割を担っているのではないかということに非常に興味を持ちまして、ですから、そういった地元の現地の法律NGOというものも支援の対象なり、あるいは共同していくカウンターパートとして考えていくことも、後々考慮されてしかるべきではないかなと思っておりました。

といいますのは、やはり法律が、今はまだカンボディアでしたら起草している段階ですが、その法律が実際に人々の生活に役に立つような仕組みにならなければ、せっかく作った法律も意味がないという感じがしましたので、そういった法律が国内の社会で生かされていくための、そういった市民社会の動きというものは、非常に今後重要視されていくべきではないかと思っておりましたので発言させていただきました。

---

○司会（山下教官）

ありがとうございます。

○安田（名古屋大学）

2点ぐらい、これは質問であるのか提案であるのかよく分からないのですが、発言させていただきます。

一つは、今までお聞きしていて、例えばヴィエトナム、カンボディア、ラオスという、そういういろいろな国があるわけですが、そのときに、なぜバイつまり2国間の支援になってしまうのだろうかと考えております。そういう法整備支援自体が、お話を聞いていると、ヴィエトナムでやった議論と、例えばカンボディア、ラオスでやった議論というのは、何となしに同じような問題を扱いながら、しかも、社会環境としては明らかに差はあるわけでしょうけれども、それほど違いがないとしたら、むしろ三つの国を一緒に、むしろその相互間の協力のようなもの、例えばヴィエトナムの法律の専門家、ラオス、カンボディアの専門家というような人たちを動員しながら、彼らの中で議論をしていく、その中で日本の経験とかそのようなものを伝えるというシステムを、現在ODAが10%減らされるということがあるわけでしょうから、そういうことから見れば、効率という面から見ても、そちらの方がすぐれているのではないかと思うことがあります。

そして、要するに自立するような形での援助が必要なのだといった場合に、例えばヴィエトナムで自立しなさい、ラオスで自立しなさい、カンボディアで自立しなさいというのは、ある意味では知的な独占といいますか、我々の方で一方的に手綱をとって独占してしまっているというようなものがあるのではないか、そういう結果になってしまうのではないか。むしろ三つの国の中でいろいろお互いに問題点を議論してもらいながら、例えば民法典なら民法典について似たような、もしくは違いというのがあるでしょうから、そういうようなものを作るという形ではできないものだろうかと印象があるわけですが、それが1点です。

第2点は、これはお願いなのですが、5年ぐらいいろいろと法整備支援という形でやっておられるわけですが、どうもやられた成果とかやった形での研究というようなものが、私はアジア法を研究しているわけですが、研究者の手元の方にはなかなか入ってこない。例えばUSAIDでも世銀でもADBでもいいですけど、ホームページにアクセスすると、ほとんどの情報が入ってくるわけです。その評価、例えばUSAIDのものすごく膨大な報告を一生懸命読んでいまして、つまらないものもありますけれども、一応研究報告、つまり我々が知識を得る題材となるような形での資料を提供してもらっている。

-----

これは、今までのところ、例えばJICAのホームページにアクセスしても、そのような情報というのは得られないわけです。これは、これからのことだろうと思えますけれども、そういうような形での、今はそういう電子手法がたくさんあるわけですから、いろいろやられた成果ということについては、ぜひともそういう形で公開していただければ、研究者にとっては非常に便利だなと感じております。

○森 崑（名古屋大学）

第2の点については、できるだけそうすべきだと思いますけれども、今までやっていなかったことは確かです。

第1の点について申しますと、安田さんの専門であるインドとパキスタンを例にしますと、この両国と一緒にやりなさいと言って、できますでしょうか。例えば法律を作るときにです。やはりインドシナ3国ですと、例えばベトナムが言い出しますと、カンボディアはひるむのです。それから、ラオスもそうです。

それから、かつてメコンデルタ・ロー・センターというのをアジア財団がつくろうとしたのですけれども、そうしますと、タイはパーツ圏を広げるためにタイとしては三つともに対等にやろうとするのですけれども、そうすると今度は、ベトナム、カンボディア、ラオスはタイとの関係で結束していたのかどうか知りませんが、とにかくこれは警戒するのです。ですから、なかなか法律というソブリティを前提としているものについて、そうしたいろいろな過去の歴史的、政治的な問題があるときに、そう楽観的にはなれない。だから、今、安田さんがおっしゃったようなことはできないかという、これは私はまた別の問題だと思うのですけれども、少なくともそういうところで、最初から3国一緒にやりましょうというわけにはいかないというのが、各国の状況でありました。

○司会（山下教官）

時間が大分過ぎているのですけれども、できましたら人材育成の方で、それぞれの機関で実際に自分たちの機関はどうやって確保しているのだとか、あるいは今後どうやって集めていくのだということに焦点を当てて発言していただけるとありがたいのですが。例えば日弁連の方では、先ほどの発表では登録制度をとっているということですが、それは具体的にどうやられているのでしょうか。

○矢吹（日弁連）

簡単にお話しします。人材育成は、まさに1の点とも関係するのですが、つまり今、日本

---

がやっているのは、森嶋先生を始め大きなチームでやっているものが一つあって、そのための専門家としてどういう人がいいかということがあります。それからもう一つは、これから多分増えてくるであろう一つ一つの小さなプロジェクトをある程度任せてしまって、その人に全部やってもらう。エバリウエーションはきちんと後でしますというようにする方法があります。こうなりますと、今度は調整型というか、一人で専門家であり、なおかつ少人数を使って全部自分で最初から最後までできるか、こういう専門家が行かなければいけないのです。

この二つのニーズをどう考えるかということですが、私は日弁連のこのペーパー（資料省略）の中に専門家の要件として書きましたが、この中で、やはり私たちが外からできることというのは、例えば専門性、リーガル・マインドとか、これを私たちが今から法律家に教育しようといっても無理なのです。ですから、専門性のある方を必要とするときは、非常に高次の大学の先生ですとか、20年選手の弁護士をお願いしたいのです。この人たちに興味を持ってもらうために、情熱と愛情とありますが、この司法支援の基本的な考え方、それから対象国の政治、経済、社会、文化、こういうものについて知っていただく、ないしは二国間援助、国際機関、それぞれの活動について知っていただくということで、なるべく興味を持っていただくということが私たちの人材育成なのです。

そのために何をしているかという、書きましたけれども、毎年、司法支援に関するセミナーをして、なるべく外から来ていただいて、レクチャーをしていただくのです。それでディスカッションをする。もう一つは、人材バンクで、興味を持っている限りはオポチュニティもある。ですから、登録していただければ、来た案件はみんなメールとファックスでお送りして、できるものからやっていただくという、この二つを行っています。

ただ、最後に、非常に厳しいのは、やはり専門家も、日本は随分守られた専門家ですが、コンペティションの世界で、例えば先ほど御紹介したABAのUNDPプロジェクトでラオスの調査がありましたが、これは話が日弁連にも来て回りましたが、まず、2週間以内に10年選手をすぐ送れ、1か月間だと、そういう要請が来るわけです。そのコンペに勝つというのは今の日本の法曹のキャパでは厳しくて、結局何とか7年目の人を推薦しましたけれども、15年ぐらいの香港の法律家がラオスに行って調査をしたということになって、そのコンペがいいかどうか分かりませんが、きちんとした支援をするためには、15年、20年選手も興味を持って行っていただける環境作りをこれからはしなければいけないというように思っています。

○柳原（九州大学）

---

九州大学の柳原ですけれども、PRと勧誘を兼ねて少し情報提供させていただきたいと思っています。九州大学では1993年からLLMコースという修士課程のコースを設けまして、これはすべて英語で、外国人留学生相手に国際経済ビジネス法を教えるコースとして発足いたしました。毎年10名から15名の学生を受け入れてきました。これは、世界各地からの留学生を受け入れるということで、アジアには特定しないということでこれまでやってきました。

これまで通算で100名前後、既に修了しているわけですが、実はこの10月から、これと別に新しいプログラムとしまして、ヤングリーダーズ・プログラムというものを設置することになりました。これは既に御存知の方もおられるかもしれませんが、文部科学省がいわば一つの国家的プロジェクトとしまして、主としてアジア地域のヤングリーダーたちを日本に呼んで、1年間修士課程に入ってもらって勉強してもらうのです。そういう意味で人材育成という点で、今日のテーマからいきますと短期的な成果を上げるということではなくて、中長期的に立派な法曹、法律家を育てていくというプログラムです。

ヤングリーダーズ・プログラムには、法律コース、行政コース、経済コースという三つのコースがありまして、法律コースを九州大学が担当しまして、ビジネスは一橋大学、行政は成蹊大が担当するということになりました。法律コースにつきましてはASEAN10か国と中国、モンゴル、韓国、あわせて13か国から最大限16名を受け入れるというプログラムとして発足しました。

なぜ13か国で16名かということですが、実はこれにはいろいろ経緯がありまして、中国がいわばごねたと言うと少し言葉が悪いのですが、自分は大国であるから、ほかの国と同じ1名ずつではおかしいということを目指いたしまして、ぜひ3名とってくれという要望を受けまして、それから、中国を3名にしますと、バランス上韓国を2名にせざるを得ないということがありまして、これはあまり公にはいけないのかもしれませんが、結局最大限16名をとるということになりました。

ただ、面接をいたしまして、最終的には8名をとるということになりました。8名の内訳は、ミャンマー1名、中国3名、モンゴル1名、ヴェトナム1名、タイ1名、フィリピン1名ということになりました。

これは、この3大学がこのプログラムをするというのは、パイロット・プログラムとして3年から5年の間、いわば試行としてやるということになっておりまして、全体としては、今年は約、九大が8名で、一橋が8名、成蹊大が17名ぐらいだったと思いますけれども、最終的にはこの数を1,000名ぐらいまでにしたいという意向もあるようです。

正直申し上げまして、経済コースにつきましては、やりたいとおっしゃっておられる大学

が多いようですが、法律コースについてはあまりそういう声が聞こえてこないのです。これは私があまり情報をよく知らないのかもしれませんが、ですから、この場を借りて、ぜひこのプログラムをやってみたいという大学が現れることを私は期待しております。以上です。

○司会（山下教官）

いろいろな情報をありがとうございます。

○尾崎（法務総合研究所）

法務総合研究所の国際協力部長の尾崎です。人材の確保という点で1点お話ししたいと思いますが、本邦研修でいろいろな講師が必要となります。当部では裁判官をやめたOBの方、こういう方に接触して講師となっていただくということをしておりまして、先ほど森島先生から御指摘がございましたが、いろいろ当たれば希望を持っている人はいるのではないかというのは、そういう経験にも基づいているものでありまして、声をかければ二つ返事でやっていただける非常に熱心な方もおられます。こういった方を活用していくという方策が一つあり得るのかなと思います。我々の関係で言えば、検事OB、裁判官OBということになるかと思えます。

また、公証人関係につきまして、カンボディアなどでは公証制度をきちんとしてほしいという支援要請がございます。これも、公証人会の方が、そういう話がある前から何らかの支援をしたいというようなことをおっしゃっておられまして、こちらにも土屋先生と、それから左津前先生が来ておられますけれども、引き受けていただく予定であります。

こういったことを考えますと、我々としてもいろいろなところに照会を發して、普段から何らかのリストを作っておくということは、一つの方策として考えられるのかなというふうに思っております。以上です。

○司会（山下教官）

ありがとうございました。

実は裁判官を辞めた方の活用というのは、これまであまりやってこなかったわけです。これほど貴重な存在はいないのだろうと思ひまして、たまたま知り合いになった方に声をかけたら、非常に熱心な方がいらっしゃるわけです。少なくとも2人は関西の方にいらっしゃるということで、おそらくこれはもっといらっしゃるのではないかというようなところを考えているわけです。短期的な人材確保はそういう方法もあるのかなと思っております。経験豊富でありますし、しかも日本の裁判官に対する期待というのはどこでも非常に強いわけです。

---

○鈴木（最高裁判所）

最高裁判所の鈴木でございます。私も確かに非常にいいアイデアだと思います。先ほどから話が出ておりますロシアでの世銀のサンクト・ペテルブルグの会合に行ったときも、やはり元裁判官、フォーマーという肩書きの方が非常にかなり来ておられて、精力的に活動しておられるのです。そういう意味で、まだ、個人的なアイデアですけれども、そういう形でリタイアされた方にもっとこういう場所に出てきていただければなというふうに思います。

そういう意味で、現状でも最高裁判所は基本的には司法権を担当する機関ですから、法整備支援、三権分立ということであれば行政の裁量ということなのでしょうけれども、法整備支援は最高裁としても重要だと思っておりますし、特に今、中心的な主要な対象となっているアジアの諸国との関係というのは非常に大事だと思っておりますので、今までの研修員の受け入れ等でも、ヴェトナム、カンボディア、ラオス等に限っても延べで300人以上、一昨年ぐらいから現地セミナーの講師の派遣も行っているのですが、これも既に10人以上派遣しており、いずれも例えば倒産ですとか知的財産権ですとか、そういう専門分野の第一線でばりばりやっている裁判官を派遣しております。破産法は、こちらでの本邦研修のときには破産再生部の園尾部長に講師をしてもらったり、そういう意味で最高裁としてもできる限りの対応をしております。

現在は、法曹養成、裁判官の養成ということで、1年半でしょうか、長期間裁判官を派遣しておるのですが、これからどんどん裁判所、裁判官に対する派遣してほしいというニーズが多くなると思われまます。それについて非常に大事なことだと思うのですが、やはり今、現状、国内の事件処理ということでも裁判をもっと早くしろとか、人が足りないのではないかとか、そういう話もありまして、なかなか、どんどん数を出していくというのは大変なところもありますので、個人的には、アジアの国というのはやはりシニアの方が非常に尊敬されるということもあります。そういうのは副次的な効果になると思いますけれども、意味のあることと思っておりますし、非常に豊富な経験を持っておられるので、非常にいいのではないかと個人的には思います。いろいろそういう形で整備していければなというふうにも考えております。以上です。

○土屋（日本公証人連合会）

日本公証人連合会の土屋でございます。人材の養成、あるいは利用の面では、公証人の大多数は元裁判所長、あるいは検事正、私も検察にいたわけで、また、先ほどの府中アジ研にもいたことがあります。そういうことで、公証人の中でも、公証人制度はもちろんのこと、そういう過去の裁判等の経験でいろいろ活用できるのではないかという気があるわけです。

-----

このあいだ、カンボディアの司法省次官と会いましたとき、民法、民事訴訟法の後で、ぜひ公証人法の立法について御協力をいただきたい、また、そのセミナーもしてほしいという話があったわけです。これは山下教官も全部御承知のとおりです。

確かに民法は主要法でありますけれども、その周辺に登記法であるとか、公証人法だとか、いろいろ重要な法律があります。公証人は日本ではあまりそう知られていないのですけれども、ヨーロッパでは公証人制度というのは非常に重要になっています。いわば紛争事件は裁判、民事訴訟、そうでないお互いの合意のできたものは公証人の公正証書で扱うのです。公正証書の中で、いわゆる強制執行できる債権、つまり公正証書で約束して守らないと、民事裁判をせずに強制執行できる債権の部類があるわけです。日本の場合は金銭債権のみというように非常に限定されておりますけれども、諸外国、特にヨーロッパではほとんどの債権にそれが拡大されてきているのです。ドイツも2年ほど前にその改正がありました。

そうすると、公証制度を利用することによって、お互いの合意の上で、しかも、公証人は政府の機関ではありませんから、政府の予算をも節約しながら、いわば民事裁判に入る事件を少なくする効果があり、民事裁判のいわば迅速と能率化にも役立つわけです。スペインのことわざに、「公証人役場の事務所のとびらが開くと裁判所のとびらが閉まる」ということわざもあるくらいでございます、非常に重要なのです。ですから、民法の基本法の周辺のそういう非常に重要な法整備についても、十分御留意いただきたいと思うわけです。

それに関連して申しますと、私は今、公証人国際連合といいまして、70か国加盟している国際機関の常任理事をしております。ここにいる左津前先生もそうなのですけれども、ここでは公証制度協力国際委員会というものがございまして。ここも同じように各国に法支援を行っているわけでありまして、先ほど御紹介のあった法支援のあり方としては、例えば世界銀行のように資金を提供する、あるいは開発の関係でそういう法支援をする、あるいは元の宗主国のような関係で政府間で行うものがありましよう。もう一つの国際協力、あるいは人材の活用のあり方として、今申しました公証人国際連合のような専門家のそういう協力機関の人材を、日本が主体的立場をとりながらそういうものを活用する方法が大いにあると思います。例えば公証人制度の整備の際に、仮定の話ですが、日本が主体的にやりますけれども、いろいろヨーロッパ各国の法制度を参考とする場合に、そういう公証人国際連合の国際協力委員会の協力を得て、そこからいろいろデータを入れたり、あるいは知識を利用して、それで相手国に援助するという国際支援の協力も非常に有効ではないかと思っている次第であります。

もう1点言いますと、先ほど法整備の対象としまして、いわば市場経済への移行の国、この法制が大事ですけれども、そのほか、アジアでは旧植民地がそれぞれヨーロッパの法制を



-----

丸のみして受け入れて、いわばその国の伝統と乖離しているようなところがありまして、全体的に法制度を改正したいというような国もあるわけです。これが二つの部類。それから第3は、一応法制は整備しているけれども、環境問題、あるいは消費者保護、弱者保護で、その法改正をしていきたいという国もあるわけです。

それから、最近の発展で情報処理の関係、例えば公証人では今電子公証というのがこの3月に施行されまして、お互いに電子取引の情報を公証人が認証して法的な安全性を確保するという法制ができたのですけれども、これは、国際協定等、相手方にそういう同じ制度がなければ動かない制度なのです。ですから、これは非常に先端の部分ですけれども、これを今、こういう電子取引の時代になりましたら、各国共通のこれから発展していかなければならない分野なのです。

だから、ずっと初歩的な法支援の問題とともに、先端のこれから一緒にスタートしなければいけないという分野での、そういう意識の喚起の問題、あるいは、こういう方法でやらどうかということを言えると思います。例えば日本で電子認証ができて、相手にそういう制度がなければできないという点がありますので、そういう点も御留意いただきたいと思っています。

#### ○司会（山下教官）

時間がなくなりましたので、3番目の項目は議論が細かくはできないと思いますので、ここで4番目の評価の点に移りたいと思います。我々法律家の方は与えられたものでやっけて、その後のことを認識していないとは言いませんけれども、なかなか難しい点があります。それから、国のレベルでも政策評価の問題もあるし、大学の方でも多分研究評価の問題があるのだと思います。そのような評価の件でJICAの方から、認識を共通にする意味で説明をお願いしたいと思うのですが、よろしくをお願いします。

#### ○長澤（JICA）

国際協力事業団評価管理室の長澤と申します。法整備支援の評価というのは非常に難しいというふうに考えているところがございますけれども、JICAでは一般的に評価をどういうふうにやっているかというところを概念的に御理解いただいて、法整備支援の評価をどういう形でやっていったらいいのかということについての検討とか留意すべき事項を最後にまとめたいと思います。

最後に評価の協議で、あまり時間がないということだったものですから、一応資料だけは数ページ準備してありますので、それを見ていただければ、JICAの評価のやり方が大体

分かるように作ってあります（資料省略）。ほんのさわりだけを簡単に御紹介したいと思っています。

まず、1番目に「評価とは」と書いてあるのですけれども、いいか悪いかということだけをただ調べるということではなくて、評価した結果をどう使うかというところが一つのポイントということでございます。評価結果をまさしくプロジェクトの運営管理のマネジメントツールとして使うということと、それから、評価は、援助関係者の学習効果を高めるということで評価作業自体によってわからなかったところがきちんと分かるとか、援助の仕方についてきちんと把握できるというようなところがあります。もう一つ、昨今のODAに対する厳しい状況もあるのですけれども、きちんと国民に対する説明責任を果たす、アカウンタビリティを果たすという、そういうところが評価の目的ということで、よりよい事業を実施することが最終的には求められているということでございます。

今般、法整備支援については、ヴェトナム、カンボディア等も3年間の協力期間、ヴェトナムですとフェーズ2ということで最終的には6年間になるかもしれませんが、その最後のときには終了時評価という形で、当初目的とした目標が達成されたかどうか、プロジェクトが成功したかどうかというところを把握するという、そういう評価になります。

2番目のところに、評価にはどういう種類があるのかというようなことが少し書いてあります。ここは割愛してもいいのですけれども、今一番JICA等に求められているのが事前の評価ということで、プロジェクトをやる前に、このプロジェクトが相手国に本当にためになるのか、あるいは日本としてやるべき事業なのかどうかという、そこをきちんと定めてプロジェクトを実施するという事前評価というのが求められております。JICAでも今年から、プロジェクト方式技術協力とか無償資金協力等において、この事前評価をすべての案件に導入している状況でございます。

この法整備支援につきましては、終了時評価ということでやるわけですが、終了時評価をやるということは、まず当初の段階においてどういう目的を持ってこのプロジェクトが計画されたかということを中心に把握しなくてはならないということです。次の8ページのところに当たるのですけれども、6番目のところにPDMeと書いてあります。このPDMというのとはプロジェクトのデザインということで、ヴェトナムのフェーズ2におきましてはこのような形でプロジェクトがデザインされておりました。一番左のプロジェクト概要の下の方から、この3年間の期間においてどのような活動を行うのかということ、その活動を行ってどういう成果を生み出すのかということ、それから、その成果が生み出せば、プロジェクトの目標として民商事分野の立法執行を担う人材が育成されるという、そのような目標を持ってこのプロジェクトが3年間実施されているということでございます。

-----

この終了時評価というのは、いわばこのプロジェクトの目標である、民商事分野の立法執行を担う人材が育成されたかどうか、このプロジェクトが成功したかどうかというところを確認するというのが終了時評価の内容です。これをJICAではどういう視点で見ているかというのが9ページ目のところで、5項目評価とJICAでは呼んでおりますけれども、このプロジェクトの効率性、目標の達成度、インパクト、妥当性、自立発展性というような5つの視点からプロジェクトが終了するときに評価する視点として見えています。

効率性というのは、投入、いろいろな専門家を出したり研修員を受け入れたりということを行っていただけますけれども、それがきちんと適正に実施されたかどうか、あるいは最小の投入で最大の効果を上げたかどうかというところを見る。効率的にこの事業が行われたかどうかということを見るのが効率性のところです。

目標達成度というのは、先ほど言いましたように、プロジェクトの目標が達成されたかどうかというところを確認する。

インパクトというのは、この法整備支援の事業をやることによって、どういうところに効果があったかというところを見るということでもあります。

妥当性というのは、先ほども少し言いましたけれども、ベトナムの開発政策に合致しているか、あるいは日本の援助方針に合致しているか、そういうところを評価時点において確認するということ。

自立発展性というのは、プロジェクトというのはある期間をもって終了するということを考えておりますので、そのプロジェクト終了後もきちんと先方政府がプロジェクトを実施していけるか、持続発展的にプロジェクトを実施していける可能性があるかどうかというところを確認する。

このような5つの視点でもって評価するというのが通常の私どもJICAがやっている評価の方法でございます。これは、DACで実際にやられている評価5項目というものがあるのでございますけれども、それに沿った形で、ほかの国際機関等でも使っている評価の視点でございます。

最後に法整備支援評価において留意すべき事項としてどういうことがあるのかということを少しここに書いております。私自身の個人的な意見ですが、まず、何を評価するのかですが、評価というのはクエスチョンに対する答えを出すということですので、まずプロジェクトの目標、これが達成されたかどうかというところを評価するということです。評価の指標として先ほどのプロジェクト・デザイン・マトリックスの中ではいろいろ書いてあるのですが、果たしてそれが、書いてあるものが評価できるような指標なのか、あるいは目標の達成度をきちんと書いているかどうか、評価時点においてもう一度きちんと見直す必要があ

---

るのではないかというのが問題提起でございます。

それから、もう一つ評価する視点として考えられるのは、実施体制を評価するということも必要ではないか。JICAがやった初めての法整備の支援ですので、このような形でやる実施体制、あるいは実施の方法というのは適切であったか、あるいは効率的であったか、あるいは改善点はないかというような観点で、関係者からのヒアリングとかアンケートとか、そういう形で確認する。

それから、評価の対象ですが、今回の法整備というのは法整備単独でやるわけではなくて、いろいろな国別特設研修ですとか、長期研修員の受け入れという組み合わせで、パッケージで事業が進んでいますので、そのようなものも一緒にあわせて評価をするということが重要だろうというふうに考えています。

それから、森脇先生も言っていましたけれども、どういう順番でやっていくのがいいのか、あるいはやってきたのかという、アプローチの方法についても、ヴェトナムのやり方は一体どうだったのかということに関係者で確認するというのも重要であろうというふうに考えていますので、そういうふうな評価する視点といいますか、クエスチョンをきちんと表に出して、それを何で調べるのか、どういう客観的な方法で調べるのかということも議論していかなくてはいけないと考えています。

もう一つ重要なところは、内部評価にするのか、外部でやるのかということです。関係者が評価するという観点でやるのか、あるいは全く関係者の外の人が評価するのか、外の人が評価するとかなり厳しい評価になる可能性もあるわけですが、それはアカウンタビリティとか客観性という観点を担保するためにそういうふうにするのか、あるいは内部の人がやればよく分かっているということで、プロジェクトの改善、あるいは別なカンボディアとかほかのプロジェクトにも教訓を生かせるというような観点でやるのか、それについて決めなくてはいけないというふうに思っています。

最後のところで、やはりいろいろ初めての評価ということですので、何を評価指標にするのかとか、あるいはそれをどこから入手するか、そういうところについては、関係者と十分な時間をかけるべき必要があるだろうというふうに考えています。

以上、評価に関する難しさというのはたくさんあるということ、皆さん分かっていると思いますけれども、改めてここで私自身もそう考えていますということです。

○司会（山下教官）

ありがとうございました。

---

## 閉 会

### ○司会（山下教官）

こちらの不手際で、かなり時間が押してしましまして、協議する時間もなくなってきました。ただ、この会は、何かを決議するとか、何か結論を出すというものではなくて、お互いの情報交換により、どの人がどういうことを考えているのか、あるいは、自分とは違うアプローチもあるのだなという、外部の刺激を受けるという意味もあります。ですから、このような議論を通して、皆さん、また違うヒントを得られたという意味では成果があったものと理解しております。

本来なら総括するところですがけれども、その時間もありませんので、ここで法整備支援連絡会を終了とさせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。（拍手）

午後5時48分 閉会

---

## 第3回法整備支援連絡会プログラム

＜日時＞平成13年9月13日(木) 午後1時30分～午後5時

＜場所＞法務省浦安総合センター5階A1教室

＜主催＞法務省／国際協力事業団(JICA)

第1部 午後1:30～3:00

あいさつ 小貫芳信 法務省法務総合研究所総務企画部長

諏訪 龍 国際協力事業団理事

報 告 三ヶ月 章 東京大学名誉教授

矢吹公敏 日本弁護士連合会国際交流委員会副委員長

鮎京正訓 名古屋大学大学院法学研究科教授

尾崎道明 法務省法務総合研究所国際協力部長

講 演 「ヴェトナムの法整備に対する国際協力」

ホアン カーン ヴィエトナム最高人民裁判所副長官

—休憩—

第2部 午後3:10～5:00

基調講演「法整備支援をめぐる国際的動向と法整備支援活動の課題と展望」

森嶋昭夫 名古屋大学名誉教授

協 議 司会:山下輝年 法務省法務総合研究所国際協力部教官

- ①法整備支援の在り方及び基本的方針
- ②法整備支援に携わる人材の確保と育成及びその間の連携の在り方
- ③法整備支援に携わる外国機関・国際機関との連絡・協調の在り方
- ④法整備支援活動の評価の在り方
- ⑤総括

※本連絡会終了後、同センター内カフェテリアにて懇親会を開催します。